

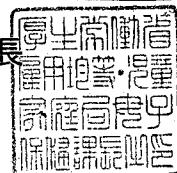
健感発0802第4号  
雇児母発0802第3号  
平成24年8月2日

公益社団法人日本産婦人科医会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



不活化ポリオワクチンの導入に関する  
母子健康手帳の記載事項の取扱いについて

平素より、予防接種行政及び母子保健行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

急性白髄炎（ポリオ）の定期の予防接種につきましては、予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第110号）に基づき、本年9月1日より不活化ポリオワクチンを使用することとしており、その接種回数等が変更されます。

これに伴い、母子健康手帳の記載事項の取扱いについて、別紙のとおり、都道府県、政令市及び特別区予防接種・母子保健主管部（局）長あて通知しました。

つきましては、貴職におかれましても、当該取扱いについて、貴会会員にご周知いただくとともに、今後の円滑なワクチン接種に特段のご配慮いただきますようお願ひいたします。



健感発0802第3号  
雇児母発0802第2号  
平成24年8月2日

各 都道府県  
政令市  
特別区 予防接種・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

不活化ポリオワクチンの導入に関する  
母子健康手帳の記載事項の取扱いについて

平素より、予防接種行政及び母子保健行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

急性白髄炎（ポリオ）の定期の予防接種につきましては、予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第110号）に基づき、本年9月1日より不活化ポリオワクチンを使用することとしており、その接種回数等が変更されます。

つきましては、別添1の改正内容についてご了知いただくとともに、母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条に規定する母子健康手帳への接種の記録方法等について、下記の点に留意し、円滑なワクチン接種に特段のご配慮をお願いいたします。また、当該内容について、貴管内市町村へ周知していただくようお願いいたします。

なお、本年11月を目途に、再度予防接種実施規則の改正を行い、ポリオの定期の予防接種に沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用することとする予定であり、母子健康手帳の様式の改正も含め、その際の取扱いについては、別途お示しする予定です。

記

1. 不活化ポリオワクチンは4回接種する必要がある<sup>(※)</sup>が、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）様式第3号（以下「省令様式」という。）中、ポリオの予防接

## 予防接種スケジュールの例

予防接種のスケジュールは、それぞれの予防接種の望ましい接種時期の例を示しています。実際に接種する予防接種とスケジュールについて  
は、かかりつけ医などと相談しましょう。

丸囲み数字(①、②など)は、ワクチンの種類毎に接種の回数を示しています。

種類	ワクチン	乳児期					幼児期						学童期					
		2 力 月	3 力 月	4 力 月	5 力 月	6-8 力 月	9-11 力 月	12 力 月	15 力 月	18 力 月	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳
定期接種	三種混合(DPT)		①	②		③		④										
	二種混合(DT)																①11～12歳 (2期)	
	BCG		①															
	ポリオ		①	②		③		④										
	麻しん、風しん (MR)							①				②						
	日本脳炎								①②③							④ 9～12歳 (2期)		
任意接種	インフルエンザ菌 b型(Hib)	①	②	③				④										
	小児肺炎球菌 (7価結合型)	①	②	③				④										
	ヒトパピローマ ウイルス(HPV)															①②③		
	水痘(水ぼうそう)							①				(②)						
	おたふくかぜ							①				(②)						
	B型肝炎(HBV)	①	②			③												
	インフルエンザ												毎年①、②(10月、11月など)			13歳より ①		

3. 1及び2の内容と併せ、不活化ポリオワクチンの導入について、予防接種担当部局と母子保健担当部局とで連携しながら、母子健康手帳の交付の機会等を利用し、既に母子健康手帳を交付した方を含む妊産婦や乳幼児のいる家庭等に対する情報提供に努めること。なお、情報提供に当たっては、必要に応じて、別添2のリーフレットを活用すること。